

保険料の納付が困難なときは 相談してください

問合せ先
国保年金課
(☎51・2290)

あなたの
国民年金

国民年金保険料の **全額免除** **4分の3免除** **半額免除**
4分の1免除 **若年者納付猶予** **学生納付特例** 制度があります。



国民年金は20～60歳までの40年間加入します。失業や事業の廃止、災害や経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請して国の審査で承認されれば、保険料の納付が免除または猶予されます。※任意加入被保険者の方は対象となりません。

制度名	申請免除				若年者納付猶予	学生納付特例
	全額	4分の3	半額	4分の1		
保険料(月額)	納めなくてよい	3,600円	7,210円	10,810円	納めなくてよい	納めなくてよい
老齢基礎年金受取額 (全額納付との比較)	3分の1	2分の1	3分の2	6分の5	受取額はありませぬ	受取額はありませぬ
対象者	20歳以上60歳未満の第1号被保険者 (学生除く)				20歳以上30歳未満の 第1号被保険者(学生除く)	20歳以上の 学生の第1号被保険者
承認の期間	7月～翌年6月まで					4月～翌年3月まで
手続き場所	住民票のある市区町村の国民年金担当の窓口で申請してください (豊橋市では、国保年金課窓口のほか各窓口センターでも申請手続きができます)					
必要な書類	年金手帳、認印、必要に応じて公的機関の証明など					年金手帳、認印、学生証 または在学証明書
所得審査の対象者	本人、配偶者、世帯主				本人、配偶者	本人
審査基準所得 (右記計算額より低い方)	全額免除の場合／(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 4分の3免除の場合／78万円+扶養親族等控除額+社会 保険料控除額等 半額免除の場合／118万円+扶養親族等控除額+社会保険 料控除額等 4分の1免除の場合／158万円+扶養親族等控除額+社会 保険料控除額等				全額免除の場合と同じ	半額免除の場合と 同じ
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 承認期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間として算入されます 4分の3免除、半額免除、4分の1免除承認の場合、残りの保険料を納められないと未納期間となります 転入者は前住所の所得証明が必要な場合があります 原則、毎年申請が必要です 失業・事業の廃止で申請する場合は雇用保険受給資格者証(写)、雇用保険被保険者離職票の(写)等が必要です 承認後10年以内はさかのぼって納付できます 					

特別障害給付金制度

任意加入期間に加入しなかったことで障害基礎年金等の受給権がない障害者の方への福祉的措置です。

支給対象者: 国民年金任意加入対象であった期間(平成3年3月以前に学生だった期間と昭和61年3月以前に被用者〈厚生年金、共済組合等の加入者〉の配偶者だった期間)の、任意加入していなかった期間内に初診日がある傷病などが原因で障害基礎年金1・2級相当の障害に現在も該当する方
※障害基礎年金等受給できる方は対象外

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の 利用について

国民年金保険料を社会保険料控除として年末調整や確定申告する際、証明書や領収書などの添付または提示が義務づけられています。11月上旬に社会保険庁より送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を利用してください。

問合せ先: 豊橋社会保険事務所(☎33・4118)

地域ぐるみの教育

(6) 地域の人々とともに学び、郷土への愛着を深める

豊橋市では地域に根ざした「特色ある学校づくり」に取り組んでいます。このコーナーでは、校区に息づく文化・歴史・自然などを活用し、保護者や地域住民の協力を得ながら学んでいる子どもたちの姿を紹介いたします。

高根小学校は、南に黒潮流れる太平洋を見下ろし、市内の小学校ではもつとも標高の高い場所に位置しています。

校区を見回すと、田畑や畜産舎が広がる典型的な農業地域です。農業に従事している家が多いものの、保護者世代は勤め人が多いのが現状です。また、新興住宅地もでき、保護者の職業も多様化してきています。しかし、学校の教育活動にはとても協力的で、学校・家庭・地域の連携がよく図られています。

■地域の農業に目を向けて

地域の農業について知り、実体験をおとして学ぶ場として、5年生は「総合的な学習」の時間に米作りに取り組んでいます。ここでは、農業に従事している保護者に「米作りの先生」として協

力してもらっています。

■多くの地域の方の協力のもと

5アールの田んぼを校区の方から貸してもらい、初時もみぎから収穫までの過程をほぼ手作業で行っています。最近では、多くの農家が農協から苗を買い、自分の家で苗を育てることは少なくなってきましたが、農家の方の手ほどきのもと、苗床なえど作りから行っています。



「米作りの先生」の指導による苗床作り



手作業による田植えのようす

田植えでは、6年生の手本を見た後、5年生全員が1列になり手で植えていきます。この時には「米作りの先生」だけでなく多くの保護者が手伝いに来てサポートしてくれます。稲刈り（はぎ作りやはぎがけも同時に行う）や脱穀作業の際にも多くの保護者が子どもたちの手伝いに来てくれます。そうした保護者の協力で子どもたちの学習

がとても充実しています。

子どもたちは、田植えの後も水の管理や消毒などのタイムミング、害虫駆除や鳥対策などを細かく聞き、収穫に向けて工夫して育てていきます。平行して最近の農業問題や米作りに関するさまざまなことを各自で調べまとめしていきます。

《子どもたちの感想》

「手作業には多くの時間と人が必要になり、作物を収穫することの大変さを実感しました。食べ物を大切にし、好き嫌いをなくそうと思いました。」

「お米作りは、米作りの先生をはじめ、お父さんやお母さんなど大勢の人たちの協力があつて行うことができました。自分たちの生活は多くの人たちに支えられているのを感じました。」

■学びの成果を収穫にして

2月には1年間お世話になった方々を招いて、米作りについて学んだことを発表するともに、感謝の会を開いています。収穫



感謝の会での餅つき

した米をお餅にして、全校児童と一緒に食べます。

地域の特色を生かし、学校と地域が一緒になって子どもたちを育てていく中で、自分の暮らしている地域のよさに気づくことができました。また、多くの人がよって自分たちの活動が支えられていることにも気づき、少しずつ郷土への愛着あつきが育まれていくことを確信しています。

問合せ先 高根小学校 ☎21・2105

豊橋の学校教育の指針についてはホームページ（http://www.city-toyohashi.aichi.jp/bu_kyoiku/gakkoukyoku/）をご覧ください。